

# 児童福祉法によるサービス利用の流れ

1

事業所を探す  
体験してみる

お子さん本人や保護者の方に日常生活上の困り事や発達に関する気がかりがある場合、関心のある事業所に直接相談、お問い合わせください。お子さんにあった事業所を見つけるために、十分な見学・相談・体験利用等をお勧めします。

2

相談機関に  
相談してみる

事業所やサービス内容にお悩みの場合は、相談機関をご利用ください。当冊子の相談支援事業所の他にも、下記の育児相談・発達相談があり、お子さんに相応しい事業所を選ぶお手伝いをいたします。

問合せ先

総合庁舎保健予防課  
TEL 03-5722-9503  
FAX 03-5722-9508  
碑文谷保健センター  
TEL 03-3711-6446  
FAX 03-5722-9330

東京都発達障害者支援センター

TEL 03-3426-2318 FAX 03-3706-

3

受給の申請  
手続きをする

児童福祉法による通所サービスの利用を希望する場合は「児童通所受給者証申請」が必要です。申請手続きなどは下記にお問い合わせください。

問合せ先

目黒区健康福祉部 障害者支援課  
発達支援係  
TEL 03-5722-9510  
  
知的障害者相談係  
TEL 03-5722-9851  
身体障害者相談係  
TEL 03-5722-9850

サービス対象となる児童は...

- 療育手帳などがある
- 医療機関の診断書がある
- 児童相談所など、専門的機関の意見書などがある

4

相談支援事業所で  
計画を作成する

相談支援事業所で「障害児支援利用援助計画」を作成します。

5

受給決定・利用開始

区がサービス支給決定後、各事業所で通所サービスを利用開始します。